

閱 覽 設 計 書

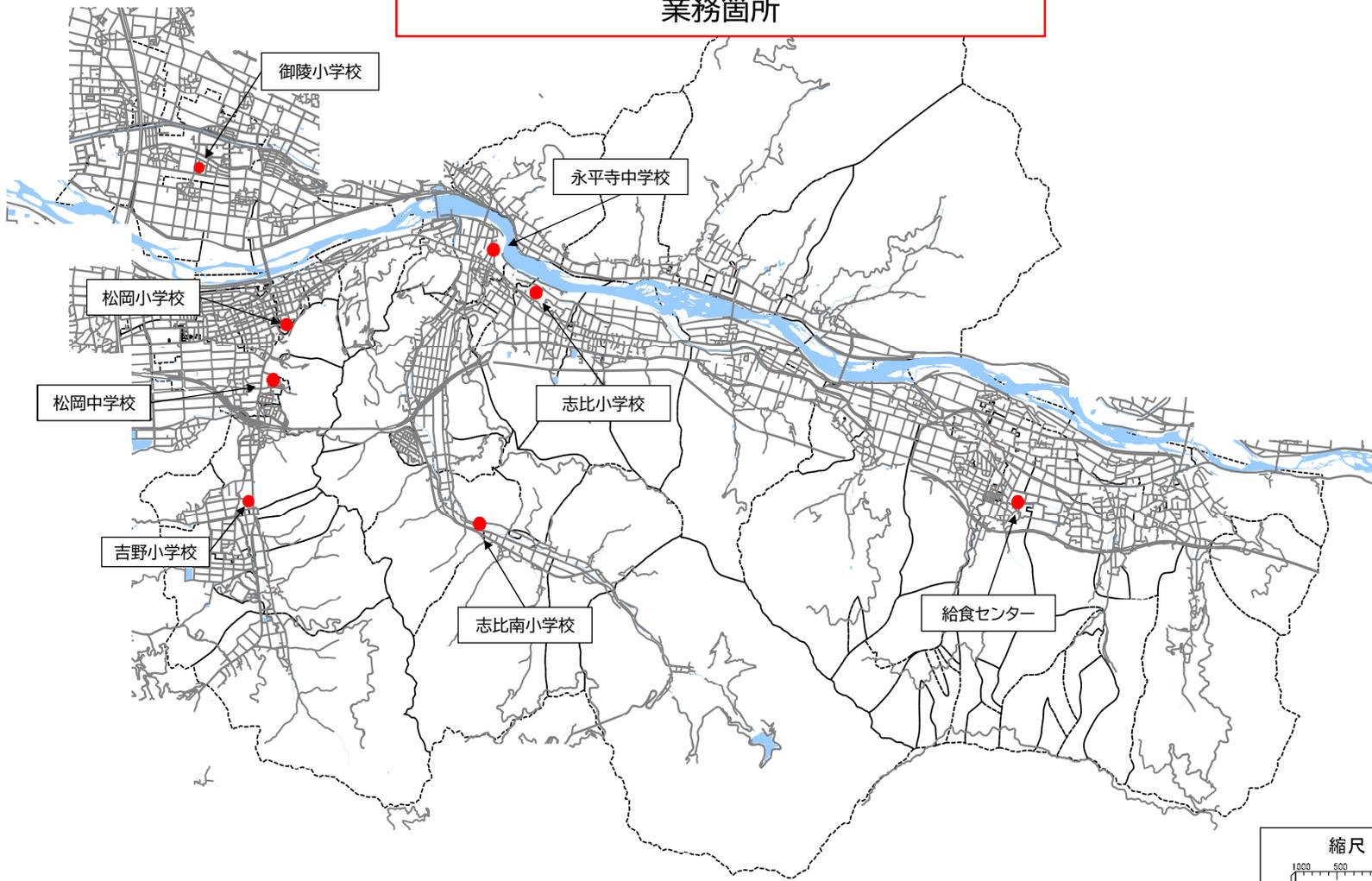
業 務 名 学校給食施設 鼠・害虫駆除業務

業 務 箇 所 松岡小学校 外7施設

業 務 期 限 令和9年3月26日

監 督 職 員 学校教育課 主事 大滝 尚実

学校給食施設 鼠・害虫駆除業務
業務箇所



学校給食施設鼠・害虫駆除業務 仕様書

(適用の範囲)

第1条 本仕様書は、永平寺町単独調理校(以下「単独調理校」という。)及び共同調理場の学校給食施設における「鼠・害虫駆除業務委託(以下「業務」という。)」に適用する。

(業務実施の期間)

第2条 業務の実施期間は、令和8年4月1日から令和9年3月26日までとする。

(業務の実施場所)

第3条 業務を実施する場所は、別表に掲げる永平寺町単独調理校及び共同調理場の学校給食施設とする。

(業務の内容)

第4条 業務の受託者(以下「受託者」という。)は、鼠・害虫の防除点検・施工を毎月1回実施するものとし、内容は次の各号のとおりとする。

- (1) 殺鼠用毒餌の設置(対象区域は、調理場全域とし、対象区域10㎡に1個程度。)、喫食(減少)量チェック、補充及び交換。
 - (2) 殺鼠剤の使用が困難又は不適切な場所には、鼠捕獲用粘着トラップの設置、捕獲状況調査及び交換。
 - (3) 衛生害虫調査用トラップの設置(対象区域は、調理場のうち水により影響を受けない区域とし、対象区域5㎡に1枚程度。)、捕獲状況調査及び交換。
 - (4) 必要に応じ、衛生害虫生息調査用ジェルベイト剤の塗布、生息気配チェック、補充及び交換。
 - (5) 鼠、衛生害虫の発生が確認されたときには、その都度駆除を行い、進入経路の特定及び再点検を実施すること。
- 2 受託者は、夏季休業及び春季休業中の年2回、衛生害虫の防除施工を実施することとし、内容は次の各号のとおりとする。
- (1) 即効性殺虫剤の濃厚少量噴霧(空間噴霧)施工。
 - (2) 調理機器背面、隙間等への前号殺虫剤局所重点噴霧施工。
 - (3) 残効性殺虫剤の壁際、調理台等裏面、調理機器下部及び背面等へのマイクロカプセルによる残留噴霧施工。
- 3 上記の他、鼠族・衛生害虫等の生息が認められた場合、随時状況調査及び防除等対策の実施を行うこととする。

(作業従事者の衛生管理)

第5条 業務を実施するにあたって、受託者は、作業に従事する者の衛生管理について次の各号に挙げることを遵守すること。

- (1)業務従事者は、名札を着用し、清潔な服装で作業を行うこと。また、使用する白衣、白帽、マスク及び作業靴については、全て単独調理校及び共同調理場専用のもとし、他の施設との併用を避けること。
- (2)白衣、白帽、マスク及び作業靴は、給食室入室直前に着替えることとし、着用したまま、学校給食施設間を移動しないこと。
- (3)給食調理場に入室する業務従事者は、事前に検便検査(赤痢菌、サルモネラ菌、チフス菌及び腸管出血性大腸菌)を実施し、検査機関での検査報告書を毎月の業務報告書とともに提出すること。

(業務実施上の留意点)

第6条 受託者は、業務を実施するにあたり、次の各号に挙げることに留意するものとする。

- (1)業務の遂行の際に、調理場職員の作業の妨げにならないよう配慮すること。
- (2)毎月の防除点検業務について、施設への入室時間は、原則として午後2時以降とし、それ以外の時間帯に入室する必要がある場合は、事前に調理場衛生管理責任者の許可を得ること。
- (3)使用薬剤については、建築物衛生法施行規則に準じ、薬事法上の許可を受けた医薬品・医薬部外品を使用すること。
- (4)薬剤を使用又は噴霧する際には、食品や食器へ影響のないように留意すること。
- (5)毒餌及びトラップを設置する際には、効果及び安全性に配慮すること。
- (6)薬剤の効果が不十分と思われる時には、衛生害虫を採集して、毒餌の喫食性や抵抗性獲得の有無を調査し、薬剤の変更等を考慮すること。
- (7)その他実施に係る安全性の確保について、各校の学校給食関係者に適切な情報を提供するとともに、使用薬剤の人体への安全性及び低臭性に配慮すること。

(実施報告書の提出)

第7条 受託者は、毎月の業務が完了したときは、速やかに教育委員会に実施報告書を提出するものとし、報告内容は次のとおりとする。

- (1) 毎月の防除点検・施工について、業務従事者氏名、点検日時、点検箇所、生息状況、実施内容及び生息確認時の対応。
- (2) 夏季及び春季休業中の防除施工については、業務従事者氏名、施工日時、施工方法及び施工結果。
- (3) いずれの場合も、施工確認者の認めを得ること。

(緊急対応)

第8条 防除点検、駆除作業に係る苦情及び緊急の連絡に対して、迅速に対応できる体制を整備しておくこと。

(必要経費の負担)

第9条 業務を実施するにあたり必要な電力、使用水等の経費は、永平寺町が負担するものとし、その他業務に必要な経費は受託者が負担するものとする。

2 電気・ガス・水道等を使用する場合は、極力節約に努めることとする。

(支払い方法)

第10条 毎年3月末に単独調理校および共同調理場毎に1年間分の一括払いによるものとし、前金払いは行わない。

(再委託の禁止)

第11条 乙は、受託した業務の全部又は一部の処理を、第三者に委託又は請け負わせてはならない。

(その他)

第12条 この仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、別途協議して決めるものとする。

別表

	学校名	所在地
単独調理校	松岡小学校	永平寺町 松岡神明 3-132
	吉野小学校	// 松岡吉野 26-3
	御陵小学校	// 松岡兼定島 36-15
	志比小学校	// 谷口 1-70
	志比南小学校	// 市野々1-11
	松岡中学校	// 松岡吉野堺 61-10-1
	永平寺中学校	// 東古市 22-46
共同調理場	給食センター	// 栗住波 25-10

業務委託 設計書	町長	副町長	教育長	課長	参事	課長補佐	課員	検算	設計
業務名	学校給食施設鼠・害虫駆除業務								
業務箇所	松岡小学校 外7施設								
業務委託費	業務価格						円		
	消費税等相当額						円		
業 務 概 要									
当初					変更				
鼠・害虫駆除業務			1.0式						
(学校内訳) 松岡小学校 吉野小学校 御陵小学校 志比小学校 志比南小学校 松岡中学校 永平寺中学校 給食センター									

業務費内訳表

名 称	数 量	单 位	单 価	金 額	摘 要
学校給食施設鼠・害虫駆除業務					
駆 除 費	8	施設			第1号代価
業 務 価 格					
消 費 税 相 当 額					
業 務 委 託 費					

